

第七十回 帝國議會 貴族院 昭和十二年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案 特別委員會會議事速記録第二號

昭和十二年三月二十六日(金曜日)午前十一時三十分開會

○委員長(侯爵小村捷治君) ソレデハ昨日

ニ引續キマシテ是ヨリ委員會ヲ開キマス

○堀切善次郎君 政府ニ伺ヒマスガ此ノ昭

和十二年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲

メ赤字公債發行ノ法律案ハ豫算ノ方ノ審議

ノ模様ヲ伺ヒマス、陸軍、海軍デ四千六

百萬圓ハ使用見合セノ御見込ミノヤウデア

リマスガ、サウスレバソレダケノ金額ハ此

ノ金額ノ中カラ減サレテ置イテモ宜イノデ

アリマスマイカ、ソレヲ減サレズニ矢張り

此ノ金額ノ公債ヲ發行スルト云フコトニサ

レマシタ理由ヲ政府ニ對シテ御伺ヒシタイ

ト思ヒマス

○政府委員(木内四郎君) 只今堀切サンカ

ラ御質問ガアリマシテ、誠ニ御尤デアリマ

スガ、豫算形式ト致シマシテハ四千六百萬

圓ニ付キマシテ矢張り之ヲ歲出ニ計上致シ

テアリマスモノデゴザイマスカラ、此ノ歲

入ノ方面ニ於キマシテモ、ソレニ見合ノ財

源ヲ一應計上致シマシテ、形式ハ整ヘル方

ガ適當デアラウト思ヒマシテ斯様ニ致シタ

ノデアリマスガ、實際ニ於キマシテハ使用

ヲ見合セルト云フコトニナリマスレバ、ソレダケノモノハ公債ヲ發行シナクテ済ムダラウト思ヒマス

○堀切善次郎君 只今ノ點ハハッキリ致シ

マシタガ、尙租稅ノ方面デ稅收入ガ少シ減ッ

テ來ルヤウナ結果ニナルト思ハレマスガ、

サウ云フ場合ニハ、ソレニ關聯シテ此ノ赤

字公債ヲ餘程發行シナクチャナラヌト云フ

ヤウナ關係ガ生ジマスカ、政府ノ御見込ヲ

伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(木内四郎君) 勿論此ノ普通歲

入ノ方デ豫定シテ居リマシタヨリモ減額致

シマスト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、

歲出ノ方ニ於テ減額致シマセヌ限リニ於キ

マシテハ、歲入補填公債ニ依ッテ之ヲ補フト

云フ外ハナイダラウト思フノデアリマスガ、

併シ又歲入ノ方ニ於キマシテ相當ノ自然

増收ナドガアリマスルヤウナ場合ニ於キマ

シテハ、其ノ原因……今御話ニナリマシタ、

一方ニ於テ稅制ノ修正ナドガアリマシテモ、

サウ云フ自然増收ガアリマスルト云フヤウ

ナ増合ニ於キマシテハ、ソレニ從ッテ歲入補

填公債ノ發行ハ調整サレルノデアリマスル

カラシテ、必ズシモ歲入補填公債ガ殖エル

ト云フコトニナルトハ限ラナイダラウト思ヒマス

○堀切善次郎君 此ノ昭和七年法律第十二

號ニ關聯シテデスガ、此ノ資金ヲ貸出シマ

シタ狀況、其ノ回收ノ狀況等ノ大體ヲ伺ヒ

タイト思ヒマス

○政府委員(木内四郎君) 此ノ昭和七年法

律第十二號ニ依リマシテ、滿洲事變ノ影響

ニ依ッテ事業ノ經營ガ甚ダシク困難ニナリ、

又不能ニ陥リマシタ支那在留那人ニ對シテ

事業復興資金ト致シマシテ、造幣局ニ保有

シテ居リマシタ銀資金ノ中カラ四萬九千四

百四十五萬ト云フモノヲ貸付ケテ居ルノデ

アリマス、ソレハ昭和七年九月カラ昭和九

年ノ五月ニ互ッテ貸付ケマシタノデス、サ

ウシテ其ノ貸付先ハ上海居留民團、天津共

益會、漢口居留民團、渾春債務者團、ソレ

ハ邦人ト鮮人ト二ツアリマス、南京債務者

團、長沙ノ債務者團、北京居留民團、蘇州

ノ債務者團、重慶ノ債務者團、蕪湖ノ債務

者團、九江ノ債務者團、福州、廈門、汕頭、

香港、廣東、雲南、宜昌、温州、杭州、濟

南、博山、此ノ債務者團ニ貸付ケマシタノ

デス、ソレハ何レモ昭和七年乃至昭和九年

ニ互ッテ貸付ケテアリマシテ、ソレカラ昭和十三年ノ三月三十一日マデ据置ニナッテ居

リマス、ソレカラ其ノ以後十箇年間ニ、昭和

二十三年三月三十一日マデニ三分ノ利子ヲ

附ケテ均等ニ返ス、斯ウ云フコトニナッテ居

リマスガ、未ダ償還ノ開始ニナッテ居ラナイ

ノデゴザイマス、併シ一般會計ノ現狀ニ依

リマシテ、今直チニ此ノ法律ニ依リマシテ、

一般會計ノ負擔ニ依ッテ之ヲ補填シテ、造幣

局ハ還スト云フコトニ付テ考ヘテ見マス、

一般會計ノ方ハ何分ニモ赤字ノ公債ヲ出シ

テ補填シテ居ルト云フヤウナ現狀ニアリマ

ス、一方造幣局ニ於キマシテ、今直チニ此

ノ銀資金ヲ必要ト致シマセヌ關係上、一般

會計カラ造幣局資金ノ方ハ還ス期限ヲ延バ

スコトニシタイ、ソレニハ何時マデ延バシ

タラ宜イカト云フ問題ニナリマスルト云フ

ト、先ジ貸付ケタ此ノ銀ガ全部還ッテ來マ

ス昭和二十三年三月三十一日ト云フモノヲ

以テ期限ト云フコトニシタラ適當デハナイ

カ、斯ウ考ヘマシテ此ノヤウナ法律案ヲ提

出致シマシタ次第デアリマス

○堀切善次郎君 大臣ニ御伺ヒ申上ゲタイ

ト思ヒマスガ、此ノ日本銀行條例改正法律

案ニ付キマシテノ、今度御改正ニナリマス  
參與理事ト云フ者ノ權限ハ、ドウ云フ範圍  
ノ權限ニナルノデアリマセウカ、外ノ理事  
ト全然同様ニ、日本銀行ノ行務ノ決定ニ對  
シテ參加スルト云フコトニナルノデアリマ  
セウカ、全部參與理事ノ參加ヲ必要トシ、  
參與理事ノ同意ガナケレバ日本銀行ノ行務  
ヲ決定シナイト云フヤウナ組織ニナルノデ  
アリマセウカ、此ノ權限ノ範圍ハドウ云フ  
モノデアリマセウカ

○國務大臣(結城豊太郎君) 之ハ主トシテ

政策ニ參與シテ貰フト云フコトニナルノデ  
アリマシテ、事務、殊ニ日常ノ事務ニ携ハ  
ルト云フコトハナイ筈デアリマス、金融政  
策、ソレカラ通貨政策、ソレニ只今ノ狀況  
ト致シマシテハ公債政策、之ハ政策ト申シ  
マスヨリモ色々各種ノ機關ノ連絡協調ヲ執ッ  
テ行クコトガ必要デアリマスルカラ自然政  
策ニ付テノ協議ヲ致シマス同時ニ實行方  
法ニ付テノ協調ヲ求メルコトニナルノデア  
リマス、ソレカラ通貨政策ナドニシテモ、  
多分私ノ想像致シマスルニ、正金銀行ノ頭  
取ナドガ參與理事ノ一人ニナルノデヤナイ  
カト思ヒマス、從ッテ外國爲替ナドノ政策  
ニ付テノ協議ニ參加スルコトニナルト思フ  
ノデアリマシテ、日常ノ事務ニ付テハ、ド

ウセ此ノ參與理事ガ寄ッテノ理事會ト申シマ  
スモノハ、一週ニ一回位シカ開カレマセ  
ヌ、臨時ニ開ク場合ハ、ソレハアルドラウ  
ト思ヒマスガ、條例ハ一週一回位デアリマ  
セウ、日常ノ事務ニ付テ參加スルコトハ少  
イドラウト思ヒマス

○堀切善次郎君 例ヘバ金利ノ變更ト云フ

ヤウナコトヲ、日本銀行ヲヤル、之ハ重大  
ノ事ノヤウニ思ハレマスルガ、ヤリ方ヲ伺  
ヒマス、日本銀行内部ニ其テ其ノ方針ヲ  
御決定ニナッテ、大藏大臣ノ認可ヲ得テオヤ  
リニナルト云フヤウニ承知シテ居リマスガ、  
方針ヲ日本銀行ノ方デ決定サレテ、大藏大  
臣ノ認可ヲ得テソレガ發表サレルマデニ幾  
分カノ期間ガ其ノ間ニアルドラウト思ヒマ  
スガ、心配ヲ致シマスレバ、或ハ參與理事  
多數ノ人ガ其ノ相談ニ與ッテ居ラレマシテ、  
一般ニ發表セラレル前ニ其ノコトヲ知ッテ  
居ラレル、其ノ秘密ヲ知ッテ居ラレルコトヲ、  
或ハ心配スル必要ハナイカモ知レマセヌガ、  
此ノ參與理事ハソレノ其ノ外ノ方面ニ於  
テ又自分ノ仕事ヲ有ッテ居ラレル方々ト思  
ヒマスカラ、サウ云フヤウナ場合ニ、其ノ  
知ッテ居ラレタ其ノ秘密ヲ私ノ事業ニ利用  
スルト云フヤウナ處ガ絶対ニナイト考ヘテ  
宜イモノデアリマセウカ、サウ云フヤウナ

懸念ガ非常ニ多イ、サウ致シマス、ナカ  
ナカ之ハ重大ナ問題ノヤウナ感じガ致シマ  
スガ、如何ナモノデアリマセウカ

○國務大臣(結城豊太郎君) 之ハ發表サレ

ルマデハ絶體ニ知ラスコトハナイト私ハ信  
ジマス、ソレハ其ノ前ニ市場ノ狀況其ノ他  
ニ付テ、詰リ金利政策其ノ他ニ付テ色々總  
裁ハソレ等參與理事ノ意見ヤナンカラ聽イ  
テ居ルコトガ多イドラウト思ヒマスガ、最  
後ニ決メマス時ニハ、之ハ殆ド總裁ノ考デ、  
サウシテ相談致シマススレバ内部ノ理事  
方ニ相談ヲ致シマシテ、直グニモウ大藏大  
臣トノ協議ニ移ッテ決定發表ト云フ順序ニ  
行キマスノデ、其ノ間ニ參與理事ガ、其ノ  
議ニ參加シテ、其ノ爲ニ其處カラ洩レテ行  
クト云フヤウナ氣遣ヒハ私ハ萬々ナカラウ  
ト思ヒマス、サウ云フ議ニハ參加サセマス  
マイト思ヒマス

○堀切善次郎君 尙モウ一ツ御何致シタイ

ト思ヒマス、參與理事ハ各方面ノ色々ナ方  
カラ任命サル、コトニナルドラウト思ヒマ  
スガ、或特殊ノ參與理事ノ關係ノアルヤウナ  
特殊銀行ニ對シマシテ、日本銀行カラ特別  
ノ條件デ一括シク特別ノ産業資金ト云フヤ  
ウナモノヲ融通スルト云フヤウナ御考ガア  
ルノデアリマセウカ、如何デアリマセウカ

○國務大臣(結城豊太郎君) 是モ世間デハ

ソナ風ニ考ヘテ居ル人ナドモアルヤウデ  
アリマスルガ、私ハサウ云フコトハナカラ  
ウト思ヒマス、之ヲ具體的ニ申シマス、  
能ク興業銀行ノコトナドヲ言ハレマスガ、  
是ハ産業資金ノ供給ト云フコトニ對シテ日  
本銀行ガ今マデヨリモモット考フ廣ク致シ  
マスト云フカ、働キラ強メテ行クコトハ必  
要デアラウト思フノデアリマスガ、ソレハ  
纏ッテ直接ニ出スコトハ無論デアリマセヌガ、  
間接ニ出シマシテモ、長イ資金ヲ、時トス  
ルトソレガ固定化スルヤウナ虞ノアルモノ  
ニ對シテ日本銀行ガ出スコト云フコトハ、是  
ハ絶対ニ避ケナケレバナラスコトデアリマ  
スルカラ、一時ノ必要ニ應ジテ産業資金ノ供  
給ヲ間接ニ助ケルト云フヤウナコトハ、致  
サウト思ヒマセヌガ、纏ッテ長期ノ資金ヲ或  
期間ヲ通シテ出スコト云フヤウナコトハ、殆  
ド日本銀行ノ仕事トシテハ私ハ考ヘラレヌ  
ト斯ウ思フノデアリマシテ、其ノ點ハ總裁  
ガ迷リマシテモ、何ニ致シマシテモ中央銀  
行ノ職分ノ上カラ懸念ノナイコトドラウト  
思ッテ居リマス

○堀切善次郎君 大臣ノ御答辯デ能ク分リ

マシク、先刻伺ヒマシテ、御答辯ニナリマ  
シタコトニ金利ノ引下ノ際ノコトニ付キマ

シテハ、參與理事ガ之ニ參加デモスルヤウ  
ナ場合ニハドウデアラウカト云フヤウナコ  
トニ對シマシテ、非常ニ懸念ヲ致シテ居ル  
者モ多イヤウナ狀況デアリマスノデ、ソレ  
等ノコトニ付キマシテハドウゾ大藏省ニ於  
カレマシテ十分ノ御注意ヲ御願ヒ致シタイ  
ト思ヒマス、私ノ大藏大臣ニ對スル質問ハ  
是デ終リマス

○國務大臣(結城豊太郎君) 能ク了承致シ  
マシテ誤解ノナイヤウニ致シタイト思ヒマ  
ス

○委員長(侯爵小村捷治君) 御一同ニ申上  
ゲマス、大臣ガ今暫ク此ノ委員會ニ御出ニ  
ナレルサウデゴザイマスガ、大臣ニ御質問  
ノ御方ハドウゾ御願ヒ致シマス

○堀切善次郎君 大臣ニ對シマシテノ御質  
問ハ私ハアリマセスノデ、政府委員デ  
結構ナノデアリマスガ、質問致シテ宜シウ  
ゴザイマスガ

○國務大臣(結城豊太郎君) 私デ御答出來  
マスコトナラ……

○堀切善次郎君 モウ大臣ヲ煩ハスコト  
ハ……政府委員デ結構デス  
○委員長(侯爵小村捷治君) チョット速記  
ヲ止メテ下サイ

(速記中止)

○委員長(侯爵小村捷治君) 速記ヲ始メ  
テ……

○堀切善次郎君 先刻ニ續イテ此ノ昭和七  
年法律第十二號ノ關係ノコトヲ御伺ヒシタ  
イト思ヒマスガ、此ノ金額ハ償還ノ期限ニ  
入りマス、段々ト償還サレテ來ル模様デ  
アリマセウカ、去年私支那ノ一部ヲ旅行シ  
テ是等ノコトニ付テモチョット様子ヲ聽イ  
テ見マス、ナカク償還ガムツカシイヤ  
ウナ實情ニアルヤウニ聞イタ地方モアリマ  
スガ、大體ドシナ風ナ御見込デアリマセウカ

○政府委員(木内四郎君) 此ノ貸付金ハ先  
程申上ゲマシタヤウニ支那ノ各地ノ債務者  
團ニ互ツテ居リマスノデ、只今堀切サンカ  
ラ御質問ノアリマシタヤウナ債務者團ノ償  
還能力ハドウデアラウト云フヤウナ心配ガ  
アルノデゴザイマス、ソレデ外務省ノ方ヘ  
モ色々其ノ方ノ調査ヲ頼ンデ居ルノデアリ  
マスガ、何分ニモマダ此ノ据置期間中ニア  
リマシテ償還ガ開始シテ居リマセスモノデ  
スカラ、今直チニドウ云フ方法ヲ執ルト云  
フヤウナコトハ考ヘテ居リマセスケレドモ  
只今堀切サンノ仰シヤイマシタヤウニ相當  
困ツテ居ルモノモアルラシイノデゴザイマ  
ス、サウ云フモノニ對シマシテハ若シ其ノ  
償還期ガ開始シタ場合ニ、尙且償還シ得ナ

イト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ適當ナ  
方策ヲ執ラナクチヤナラヌダラウト思フノ  
デアリマス

○堀切善次郎君 能ク了承致シマシタ、次  
ニハ滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢其ノ他  
ニ關スル法律案ニ付テ御伺ヒ致シタイト思  
ヒマスガ、是ハ治外法權ノ撤廢ニ關係スル  
方ノ之ニ該當スル人數ト行政權ノ撤廢、滿  
洲鐵道附屬地行政權ノ調整ニ伴フモノト其  
ノ區別ノ人數ハ昨日合計七千六百人デシタ  
カノ御話デアリマシタガ、別々ニシマス  
ドウ云フ風ナ大體ノ人數ニナリマセウカ、  
ソレカラ其ノ人達ノ仕事ハ大體ドウ云フ仕  
事ニ從事シテ居ラレル人デセウカ、ソレカ  
ラ之ヲ特別ノ賜金、手當トシテ交付スル標  
準ハドンナ風ナ標準ニ依ラレルノデアリマ  
セウカ、其ノ大體ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(青木一男君) 第一ノ御尋ノ治  
外法權關係ニ依ツテ退官、退職致シマスル分  
ト滿鐵附屬地行政權ノ委讓ニ伴フ分トヲ含  
ムノデゴザイマスガ、前者ハ外務省所管ニ  
該當致スノデゴザイマシテ、其ノ人員ガ千  
五百十人、後者ハ關東局所管ニ該當致シマ  
スノデ是ガ五千二百五十人ノ豫定デゴザイ  
マス、大體此ノ通り實現サレルコトト考ヘ  
テ居リマス、次ニ其ノ職員ノ職務關係ノ御

尋デゴザイマスガ、關東局ニ付キマシテハ  
一多イノガ警察官關係デゴザイマシテ、  
巡查ダケガ二千四百二十人、巡捕ガ八百七  
十三人ヲ算シテ居リマス、其ノ外各方面ノ  
仕事ヲ擔任致シテ居リマスル奏任官ガ二十  
九人、判任官ガ五百九十二人、郵便所長ガ  
十七人、囑託職員五百四十四人、傭人七百  
七十六人、斯ウ云フヤウナ趣意ノモノデア  
リマス、外務省關係ニ於キマシテハ、矢張  
リ巡查ガ關東局ト同様大部分ヲ占メテ居ル  
次第デアリマス、支給ノ標準ニ付キマシテ  
ハ、先ツ官吏及ビ待遇官吏ニ於キマシテハ  
勤續賜金ト致シマシテ、其ノ勤續年數ニ對  
シ、在職滿一年毎ニ退官、退職當時ノ俸給  
月額ノ十分ノ五ニ相當スル金額ヲ乗ジタル  
額、次ニ治廢特別賜金ト稱シマシテ、退官、  
退職當時ノ俸給月額ノ五箇月分ニ相當スル  
金額以內ノ額、但シ治外法權撤廢及ビ附屬  
地行政權ノ調整乃至委讓ニ當リ、勤勞アル  
者ニハ特ニ三箇月分ニ相當スル金額以內ヲ  
加給スルコトガ出來ルコトニナツテ居リマ  
ス、尙在職ノ期間ノ極ク短カイモノニ付キ  
マシテハ、其ノ支給額ヲ減ラスコトニ致シ  
テ居リマス、囑託員、雇員ニ付キマシテハ、  
官吏及ビ待遇官吏ニ比ベマシテハ、若干其  
ノ率ヲ低下致シテ居リマス

尋デゴザイマスガ、關東局ニ付キマシテハ  
一多イノガ警察官關係デゴザイマシテ、  
巡查ダケガ二千四百二十人、巡捕ガ八百七  
十三人ヲ算シテ居リマス、其ノ外各方面ノ  
仕事ヲ擔任致シテ居リマスル奏任官ガ二十  
九人、判任官ガ五百九十二人、郵便所長ガ  
十七人、囑託職員五百四十四人、傭人七百  
七十六人、斯ウ云フヤウナ趣意ノモノデア  
リマス、外務省關係ニ於キマシテハ、矢張  
リ巡查ガ關東局ト同様大部分ヲ占メテ居ル  
次第デアリマス、支給ノ標準ニ付キマシテ  
ハ、先ツ官吏及ビ待遇官吏ニ於キマシテハ  
勤續賜金ト致シマシテ、其ノ勤續年數ニ對  
シ、在職滿一年毎ニ退官、退職當時ノ俸給  
月額ノ十分ノ五ニ相當スル金額ヲ乗ジタル  
額、次ニ治廢特別賜金ト稱シマシテ、退官、  
退職當時ノ俸給月額ノ五箇月分ニ相當スル  
金額以內ノ額、但シ治外法權撤廢及ビ附屬  
地行政權ノ調整乃至委讓ニ當リ、勤勞アル  
者ニハ特ニ三箇月分ニ相當スル金額以內ヲ  
加給スルコトガ出來ルコトニナツテ居リマ  
ス、尙在職ノ期間ノ極ク短カイモノニ付キ  
マシテハ、其ノ支給額ヲ減ラスコトニ致シ  
テ居リマス、囑託員、雇員ニ付キマシテハ、  
官吏及ビ待遇官吏ニ比ベマシテハ、若干其  
ノ率ヲ低下致シテ居リマス

○堀切善次郎君 是ハ治外法權ノ撤廢ヲ行

政權ノ調整ニ伴ッテ第一次トシテ是ダケノモノニナリ、第二次、第三次ト漸次進行シテ行クヤウニナリマセウガ、或ハ是デ當分一段落ト云フコトニナリマスカ、併セテ治外法權撤廢ニ關シマシテノ進行ノ狀況ヲ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(青木一男君) 治外法權撤廢問

題ニ關係致シマシテ、退官、退職シ、滿洲國ニ其ノ人員ヲ移ス計畫ハ大體是デ一段落デゴザイマス、只今ノ方針ト致シマシテハ、昨年ノ七月一日施行サレマシタ條約ニ依リマシテ、警察行政權ハ本年十二月三十一日マデニ撤廢又ハ委讓スルコトニ規定セラレテ居ルノデゴザイマスガ、政府ノ方針ト致シマシテハ警察以外ノ他ノ行政部門ニ付キマシテモ、成ルベクソレト同時ニヤリタイト云フ豫定ヲ以テ只今準備ヲ進行致シテ居リマス、領事裁判權ニ付キマシテハ、滿洲國側ノ準備ノ都合モアリマシテ、マダ時期ノ豫定ハ致シ兼ネテ居リマスカ、是モ滿洲國側ノ準備ニ應ジマシテ、成ルベク早く完了致シタイト云フ心組デ準備ヲ致シテ居リマス

○堀切善次郎君 私人質問ハ是デ終リマス

○松浦鎮次郎君 堀切君ノ御質問ニチヨット關聯シテ御伺ヒシタイノデスガ、今回退官、退職スル人達ハ、日本ノ官吏ナリ官吏

待遇者ナリトシテハ退官、退職スル譯デス

ガ、是ハ大部分ガ事實滿洲國ノ使用人トシテ矢張り勤務スル譯デスカ、辭メキリノ人モ大分アルノデスカ

○政府委員(青木一男君) 是ハ大部分滿洲

國ノ政府ヘ入ルコトニ豫定致シテ居リマス、政府モサウ云フ希望ヲ持ッテ居リマスルシ、當事者モ大體サウ云フ考ニナッテ居ルト承知致シテ居リマス

○委員長(侯爵小村捷治君) ソレデ私カラ

伺ヒマスガ、サウ致シマス、是ハ從來ノ表彰慰勞ト云フヤウナ意味ニナル譯デスカ、生活ニハ困ラス譯デゴザイマセウナ、滿洲國ニ引繼ガレテ其處デ働クコトニナレバ……

○政府委員(青木一男君) 只今仰セノ如キ

意味モ勿論アルノデゴザイマスルガ、先程堀切サンノ御質問ニ對シマシテ御説明申上ゲマシタ如ク、勤績獎金ニ屬スル分ハ斯ウ云フヤウナ特殊ノ場合デナクテモ其ノ例ガ頗ル多いノデアリマス、唯今回ノ特別ノ扱ヒト見ルベキモノハ、治廢特別獎金ニ屬スル分デゴザイマシテ、是ハ一面ニ於キマシテハ、只今御尋ノ如ク從來ノ勤勞ニ酬ユルト云フ意味ヲ持ッテ居リマスルト同時ニ、從來是等ノ職員ハ帝國ノ官吏トシテ、天皇陛下ノ爲ニ一身ヲ捧ゲテ御奉公申上ゲルト云フ信念ノ下ニ、滿洲デ在勤致シテ居ッタノデア

リマシテ、國家トシテモ之ニ對シテ相當ノ

待遇ヲ與ヘ、萬一ノヤウナ場合ニハ幾多ノ國家トシテノ表彰モ行ハレテ居ッタ身分デアリマスガ、今回國策ノ結果退官、退職シ、是ガ滿洲國ニ移リマスルト云フコトハ、日滿ノ特殊關係カラ見マシテ、日本ノ國家トシテモ是非サウシテ貫ハナクチャナラナイ實情ニアルノデアリマシテ、此ノ場合勿論滿洲國ニ移ルコトモ今日ノ日滿ノ特殊關係カラ見テ、喜ンデ同ジヤウナ考ヲ持ッテ行ク人モアリマスガ、併シ多數ノ人ニ付キマシテハ矢張りドチラカト言ヘバ日本ノ國ニ御奉公シタイト云フ考ガ多いノデゴザイマスガ、サウ云フ場合ニ國策ニ順應スル意味ヲ以テ喜ンデ滿洲國ニ行ッテ貫ヒタイ、サウシテ今後今マデ日本國ノ官吏トシテ働イタ氣持ヲ以テヤッテ貫ヒタイト云フ、政府トシテハ希望ヲ持ッテ居ルノデアリマシテ、サウ云フ氣持ニ對シマシテハ金錢ヲ以テドウ斯ウト云フ譯ニ參リマセヌケレドモ、國トシテモ出來ルダケノ待遇ハ此ノ際ニ是等ノ心情ニ對シマシテモ與ヘテヤリタイト云フ考ヲ同時ニ持ッテ居ル次第デアリマス

○委員長(侯爵小村捷治君) 他ニ御質疑ゴ

ザイマセヌカ、御質疑ガナイト……

○加藤政之助君 堀切君ノ質問デ私ノ質問

シヨウト思ッテ點ハ大抵力ニナリマシタ

カラ、贅辯ヲ費ス必要ガナイノデ……

○委員長(侯爵小村捷治君) ソレデハ皆様

ノ御都合モ考ヘマシテ本日ハ此ノ程度ニ於テ止メマス、明日此ノ委員會ヲ續ケタイト存ジマスルガ、時間ノ所ハ又追ッテ御報告申上ゲルコトニ致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十一時十二分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵小村 捷治君

副委員長 堀切善次郎君

委員 松浦鎮次郎君

子爵綾小路 護君

男爵今國 國貞君

加藤政之助君

宇野 勇作君

國務大臣

大藏大臣兼拓務大臣 結城豊太郎君

政府委員

對滿事務局次長 青木 一男君

關東局事務官 高瀬 武寧君

大藏省理財局長 關原 忠三君

大藏省銀行局長 和田 正彦君

大藏書記官 谷口 恒二君

同 木内 四郎君

預金部長 入間野武雄君